



一人でも 多くの命を 救うために



▶ ごあいさつ

代表理事 小林國男

近年、道路交通規則の改正により交通事故傷病者数はやや減少傾向にあるものの、年間100万人を越えています。交通外傷などで見られる高エネルギー外傷では現場や搬送途上での適切な処置が予後を左右すると言われており、病院前救護の質を保つために外傷傷病者の観察手順や処置の標準化が必要です。JPTEC（Japan Prehospital Trauma Evaluation and Care）は、日本救急医学会の全面的な協力により作成された病院前外傷観察・処置プログラムであり、JPTEC協議会が全国的な普及を進めています。これまでに全国で救急隊員を中心に3万人を超える人々がJPTECコースを受講され、“防ぎ得た外傷死”の減少に貢献しています。救急搬送を担当する救急隊員はもちろんのこと、現場で外傷傷病者に応急手当をされる機会の多い方々に一層広くJPTECを認識いただくことを願って、広報用リーフレットを作成しました。ご高覧いただければ幸いです。

厚生労働省 医政局指導課 救急医療専門官 田邊晴山 氏
総務省消防庁 救急企画室 救急専門官 溝口達弘 氏

消防機関の行う救急業務については、平成3年に救急業務に従事する救急隊員の応急処置等の範囲が拡大されるとともに、救急救命士制度が創設され、その後も、救急救命士の処置範囲が順次広がり高度化が進められてきました。

こうした救急業務の高度化は、メディカルコントロール体制の整備により、救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の医学的な質の保障が図られることで、実現されてきたものです。

この非常にめざましい救急業務の高度化を実際に支えてきたものは、制度そのものではなく、制度創設を可能とした、救急に携わる方々の真摯な取組であると認識しております。

JPTECにおいて、外傷患者の救命率の向上と早期社会復帰に寄与することを目的とし自主的に研鑽を積み重ねている皆様に、厚生労働省及び消防庁として敬意を表しますとともに、一人一人の研鑽が、それぞれの組織に還元され、組織間の連携を強化し、傷病者へのより質の高い救急につながっていくことに深い感銘を覚えます。

JPTECを始めとした救急医療の向上に取り組まれる皆様方のますますのご発展を祈念申し上げます。

▶ 沿革

- 平成13年12月
日本救急医学会に病院前救護の外傷教育プログラムの連携と統一を図るため、「MCと外傷教育プログラム検討会」が設立された。
- 平成14年4月16日
検討会において、これまで行われていた外傷教育プログラムを整理して、新たに「PTEC」を立ち上げることが決定した。
- 平成14年8月16日
PTEC検討委員会が設立され、PTCJとBTLS（現ITLS）ベーシックコースを融合した我が国独自のコース開催を目指した。
- 平成14年10月3日
PTEC検討委員会に医師だけではなく救急救命士7名が委嘱され、具体的な内容について検討した。
- 平成15年1月31日
PTEC試行コースが開催され、その報告と今後の課題について検討した。
これによってJPTECの現在のコースの原型が完成した。
- 平成15年6月26日
PTEC協議会が正式に発足した。
- 平成15年7月7日
登録商標の関係及びJATECとの整合性を図るためにPTEC協議会からJPTEC協議会へ名称変更することとされた。
- 平成18年4月1日
事業規模の拡大等に伴い、より信用ある組織に転換する必要性のため法人組織として有限責任中間法人JPTEC協議会が発足した。

▶ 資格

プロバイダーコースの全カリキュラムを修了し、実技の評価を終え、筆記試験に合格すればJPTECプロバイダーとして認定されます。有効期間は取得から3年です。

なお、受講資格は次の通りです。

- (1) 消防吏員
- (2) 消防吏員以外の救急救命士
- (3) 医師
- (4) 歯科医師（救命救急センター又は救急病院の救急部門に属する者に限る。）
- (5) 看護師及び准看護師
- (6) 診療放射線技師、臨床検査技師及び薬剤師で救命救急センター又は災害拠点病院に勤務し、災害医療派遣業務に従事するもの
- (7) 警察官、海上保安官及び陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官で救急業務、救助業務又は災害医療派遣業務に従事するもの
- (8) 救急救命士法第34条第1号から第3号までの規定に基づき救急救命士の受験資格を得ることができる学校若しくは救急救命士養成所、大学医学部又は看護学部及び看護学校（准看護学校を含む）の学生又は生徒で最終学年に属しているもの

また、プロバイダー資格の更新コースの開催や、指導者としてのインストラクター資格も設けております。受講要件など詳しい情報はJPTEC協議会のサイト（<http://www.jptec.jp>）をご覧ください。

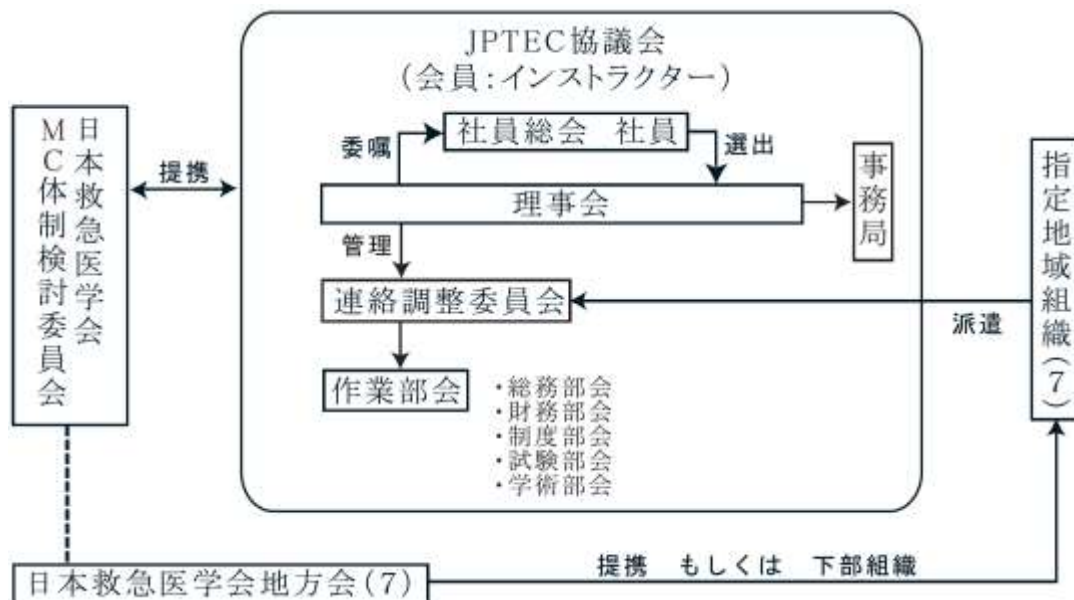
限られた時間の中で、救急隊員がすべきことの体系

これまでの外傷に関する研究から、患者が死に至るまでの経過や病態が解明されており、容体の悪化を防ぐための救護法が適切に施されなかった場合には“防ぎえた外傷死”へ陥ることが指摘されています。さらに有効な治療が行えるのは受傷後1時間内であることから、救急隊には限りある時間の中での確かつ迅速な活動が求められていることが明らかになりました。これらの概念に基づいて、外傷患者に対する病院前救護のガイドライン（^{ジェイピーテック}JPTEC）が生まれました。

JPTECは、本邦すべての救急隊員が習得すべき外傷の知識と体得すべき救護の技能が盛り込まれた活動指針であり、生涯教育のプログラムとしてご活用いただける内容として構成されています。

現場から病院までの一連の搬送過程、あるいはメディカルコントロール体制下で、関係するすべての職種が一貫した認識に基づいて職務を全うすることが理想です。このことから地域における救急医療の円滑な連携とその継承を図る目的として、当協議会の活動をご理解いただけますようお願い申し上げます。

▶ 組織図

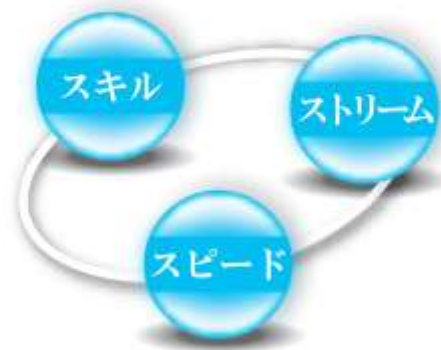


▶ 事業実績

JPTEC協議会の主な事業として、プロバイダーコース、インストラクターコース、プロバイダー資格更新コースを各指定地域組織と連携して開催しています。

指定地域組織	プロバイダーコース		更新コース		インストラクターコース	
	開催	受講者	開催	受講者	開催	受講者
JPTEC北海道	87	2,286	2	22	25	626
JPTEC東北	101	3,220	3	20	29	946
JPTEC関東	352	11,357	23	371	71	2,759
JPTEC中部	236	7,746	53	778	60	2,109
JPTEC近畿	120	3,851	24	192	27	1,007
JPTEC中国四国	140	4,228	21	198	44	1,061
JPTEC九州	110	2,975	8	36	21	655
合計	1,146	35,663	134	1,617	277	9,163

外傷救護の方程式



JPTEC協議会事務所

〒164-0001 東京都中野区中野2-2-3 (株)へるす出版事業部内

TEL 03-3384-7448 FAX 03-3380-8627

<http://www.jptec.jp> mail:hombu@jptec.jp

各指定地域組織のサイト

- JPTEC北海道 <http://jptechokkaido.homedns.org>
- JPTEC東北 <http://jptectohoku.com>
- JPTEC関東 <http://jptec-kanto.jp>
- JPTEC中部 http://jptectube.world.coocan.jp/JPTEC_zhong_bu/Welcme.html
- JPTEC近畿 <http://www.jptec-kinki.com/>
- JPTEC中国四国 <http://sites.google.com/site/zhongguosiguojptechomupeji/>
- JPTEC九州 <http://jpteckyushu.jimdo.com>